

## 卓 話

平成 29 年 2 月 7 日

### 『 ガバナー補佐訪問 』

岐阜Aグループガバナー補佐 田辺雅範様

クラブ訪問は、年度前を入れると今回で 4 回目となります。(年度前、7 月の IM 前、IM での合同例会、今回) この後、年度末にもう一度訪問させていただきます。

2017 年となり、会務も半分が過ぎ、役員の方々もホッとされている頃、また、次年度役員の方にとっては、これからが正念場といったところかと、ご拝察いたします。

さて、私の所属しているクラブの今年度の会長挨拶では、毎回、ロータリーについての話をしています。毎回いとなかなか研究も大変だろうと思いますが、先日はロータリークラブの法的な位置づけについての話でした。ロータリークラブは「権利能力無き社団」であろうという結論でした。社団は①団体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、③構成員の変更に関わらず団体そのものが存続し、④代表の方法、総会の運営、財産の管理についてのルールが確定している、という団体を指すということです。自然人ではないし、法律で定められている法人格も持っていませんので、権利能力はありませんが、実態としてそう困ることもないので、これで良いのではないかという結論でした。



そんなロータリークラブですが、組織としては、国際ロータリーがあり、地区があり、グループがあります。クラブの定款は国際ロータリーから示された定款に準拠し、それに沿った細則の制定を求められています。昨年の規定審議会でロータリーの考え方が大きく変わり、それに沿った定款・細則を定め、またクラブを運営することが求められています。昨年 11 月に地区の情報部門委員長からクラブ宛に「情報委員会からのお願い」という文書と、定款・細則の最新版についての「案内」が来ていると思います。ご検討をお願いします。また、1 月 31 日付で「定款・細則の変更の達成状況アンケートと、ガバナーへの報告の計画」という文書も来ていますが、このアンケートの期限は 2 月 10 日となっていますので、こちらもよろしくをお願いします。

次に、いまロータリーは会員が減少しつつあります。ロータリーの活力をさらに上げるためには、各クラブの会員増強というのが、喫緊の課題となっています。今年度の地区の会員増強については、各グループ毎で増強セミナーを実施するようというご指示です。A グループでは 3 月 5 日(日)に、岐阜都ホテルで会員増強セミナーを行います。このセミナーにはクラブからは現・次期会長・幹事・増強委員長に、地区からはガバナー、会員増強部門委員長などのご出席をお願いしています。毎年このようなセミナーは開催されていますが、昨年度はクラブの会員数別で 4 グループに分かれて行われたようです。昨年の実績から今年度はグループ別とされたようです。当日のプログラムや意見交換会のテーマに昨年度の報告を参考とさせていただきました。参加される方は、どうかこのセミナーでの各クラブのご意見などを参考にされ、増強にお役立てください。

立春も過ぎ、暦の上では春ですが、まだまだ寒い日は続きます。皆様方にはお体には十分お気を付けいただき、よき春をお迎えいただけるよう祈念申し上げます。